

令和6年 第8回

定例総会 会議録

志布志市農業委員会

令和6年第8回 志布志市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和6年8月22日(木)					
招集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和6年8月22日 午前9時30分				
	閉会	令和6年8月22日 午前10時9分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	上野 克比古	○	11	神宮司 順子	○
	2	福岡 裕幸	○	12	畑山 豊子	○
	3	山迫 洋一	×	13	宮脇 茂樹	○
	4	萩迫 修作	○	14	平井 利昭	○
	5	吉野 寅三	○	15	坪山 博志	○
	6	坂中 則雄	○	16	平川 眞由美	×
	7	柳井 義郎	○	17	福岡 剛	○
	8	宮脇 勇	○	18	中之内 瑞穂	○
	9	隈元 健二	○	19	小園 広行	○
	10	栢山 信彦	×	20	福留 幸嘉	○
会議録署名委員	席番 12 番	畑山 豊子	席番 13 番	宮脇 茂樹		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	高野	事務局次長	宮田		
	主幹兼農地 GSL	竹之内	主幹兼農地 GSL	圖師		
	農地 GSL	杉原	主任主査	桑水		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	脇田 廣昭	×	9	坪田 則義	○
2	工藤 雅彦	×	10	大田 唯春	×
3	嶽 利浩	×	11	本田 浩昭	×
4	今市 光則	×	12	春田 豊美	×
5	池袋 良子	×	13	圓福 悟	○
6	谷宮 誠實	×	14	垣内 りえ子	×
7	下山 重治	×	15	竹吉 雄二	×
8	道山 幸治	×	16	山下 直樹	×

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第55号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第57号 農用地利用集積計画決定について 議案第58号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について 議案第59号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について</p>
-----------------------	--

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和6年第8回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。山迫委員、栞山委員、平川委員から欠席の届け出がございました。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番12番、畑山委員と、席番13番、宮脇茂樹委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、あっせんの経過についての報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、柳井委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	柳井	<p>4月の総会での〇〇さんのあっせん活動の報告をいたします。</p> <p>受け手の方からの金額の提示があり、〇〇さん家族での話し合いをしていたただいてる途中で、もう少し金額の折り合いがつかないところです。</p> <p>来月には話し合いをもう1回やりたいと思います。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。続きまして、福岡剛委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	福岡剛	<p>6月の総会で依頼がありました〇〇さんのあっせんについて報告いたします。</p> <p>先月に引き続き、谷宮委員とあっせん活動を行ってきましたが、あっせん成立に至っておりません。引き続きあっせん活動を続けて参ります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。続きまして、中之内委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	中之内	<p>5月の総会で依頼のありました〇〇さんの分ですが、三筆のうち、一筆がまだ、あっせんを行っておりませんでしたけれども、3ヶ月ほど頑張っておりましたけれども、難しい面もありまして、本人の了解も得ましたので、今回で打ち切りということにさせていただきたいと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。ただ今、中之内委員から、〇〇さんの申出について、あっせん打ち切りの報告がありましたが、報告どおり打ち切りとすることに、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、報告どおり打ち切りといたします。</p> <p>続きまして、栞山委員の報告ですが、本日欠席届が出ており、事務局が替わって報告をお願いいたします。</p>
事務局	宮田	<p>7月総会で依頼のありました〇〇さんの畑のあっせんですが、栞山委員が欠席のため、事前に事務局に活動報告がありました。</p> <p>現在、買い手を探しているが決定には至っていないため、引き続き活動を</p>

<p>議長 萩迫</p>	<p>継続していくとのことでした。以上で報告を終わります。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。次に、私の関係分について報告いたします。</p> <p>7月31日、上野委員と農地所有適格法人の現地調査、8月2日、事務局にて事務打合せ、9日、同じく事務局にて議案打合せを行いました。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>次に、日程第4、議案第54号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。今回は、9件の申請でございます。</p> <p>まずは、5ページ、番号73番について審議いたします。坪田委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 坪田</p>	<p>会長より依頼のありました番号73を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、群馬県太田市にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町内之倉今別府自治会にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道南之郷・志布志線を南之郷方面から志布志方面へ向かうと森山駐在所がありますが、そこから200m進んだところを、左手に入り、100m進んだ右手の畑です。</p> <p>譲受人宅に隣接した畑です。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、妻と2人で、ピーマンを栽培しておりますが、申請地では、譲渡人の〇〇さんが栽培した果樹を引き継ぎ、栽培していくとのことでした。</p> <p>また、〇〇さんはトラクター1台、耕運機1台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号に該当しないため、3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p>
<p>会場 委員</p>	<p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めまます。</p>
<p>委員 中之内</p>	<p>次に、番号74番について審議いたします。中之内委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>会長より依頼のありました番号74番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、鹿児島市下荒田〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町伊崎田〇〇番地〇にあります有限会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されているとおりでございます。</p> <p>また申請地の場所ですが、有明北ICからそお街道を南へ約1.8km下った右側に位置します。法人事務所から約3分のところでございます。</p> <p>有限会社〇〇は、農地所有適格法人で、代表者と家族4人で、お茶や大麦を主に栽培されており、申請地にもお茶を作付けする予定とのことでございます。</p> <p>また、トラクター3台、耕運機3台、摘採機5台などを所有されておま</p>

		す。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも、支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。
委員	坂中	次に、番号75番について審議いたします。坂中委員の報告をお願いいたします。 会長より依頼のありました番号75番を報告いたします。 譲渡人は有明町野井倉集落にお住まいの〇〇さんで、譲受人は有明町野井倉集落にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は市役所有明庁舎入口から県道523号志布志有明線を、蓬原方面へ1.4km進んだところを右折し、300m進んだ右側に位置します。 譲受人宅から200mのところにあります。〇〇さんは認定農家であり、家族3人で、人参5町歩、早期水稻2町歩、WCS7町歩、普通水稻3町歩を栽培しており、申請地にはすでにWCSが作付けしてありました。 またトラクター3台、コンバイン1台、田植え機1台、人参ハーベスタを保有しています。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。
委員	畑山	次に、6ページ、番号76番について審議いたします。畑山委員の報告をお願いいたします。 会長より依頼のありました番号76番を報告いたします。 譲渡人は、鹿児島市西谷山〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 申請地の場所は、県道志布志有明線523号線の蓬原橋から宇都鼻方面へ1.2km進み、南方向へ左折し、570m進んだ右側に位置します。 譲受人宅からは徒歩で3分のところにあります。

		<p>〇〇さんは、ご夫婦で畜産を営まれています。現在は、親牛が8頭、子牛が5頭です。</p> <p>申請地には、飼料米などを植えつけるということです。</p> <p>また、農機具は、トラクター1台と、梱包された草を動かすタイヤショベルなどを保有していらっしゃいます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また、周辺周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めまます。
		次に、番号77番について審議いたします。隈元委員の報告をお願いいたします。
委員	隈元	<p>会長より依頼のありました番号77を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、千葉県野田市にお住まいの〇〇さん、76歳です。</p> <p>譲受人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さん、52歳です。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道塗木大隅線から市道大野稻ヶ迫線に入り、1.6km行った十字路を左折し、道なりに下り、大橋橋を渡って、右に100mいったところの右側道路下です。</p> <p>譲受人宅からは7分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦で、生産牛48頭を飼育し、飼料稲16ha、牧草4.4haを栽培しており、申請地には飼料が作付されています。</p> <p>また、トラクター3台、リーストラクター1台、田植え機1台、飼料作に必要な機械はそろっています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めまます。
		次に、番号78番について審議いたします。福留委員の報告をお願いいたします。
委員	福留	<p>会長より依頼のありました番号78番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、松山町尾野見中村集落にお住まいの〇〇さん74歳で、譲受人は、松山町尾野見中村集落にお住まいの〇〇さん66歳です。</p>

	<p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、遠迫商店から市道中村大統線を、大統方面に入り、100m行ったところを左折し、300m進み左折し、400m進んだところに1469番の畑、遠迫商店から、中村の方へ400mほど進んだところに、譲受人宅の隣に1836番2の畑があり、そこから300mほど南西の方向に、1807番4の畑があります。</p> <p>譲受人宅から3筆とも車で5分以内のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、奥さんと2人で、甘藷栽培するとのことでした。</p> <p>また、トラクター1台、トラック1台を保有しています。収穫の機械は、兄の幸一さんから借りて少しずつそろえていくとのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2号各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長 会場 議長</p>	<p>萩迫 委員 萩迫</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし)</p>
<p>議長 会場 議長</p>	<p>萩迫 委員 萩迫</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし)</p>
<p>議長 会場 議長</p>	<p>萩迫 委員 萩迫</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、7ページ、番号79番と番号80番につきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし)</p>
<p>議長 会場 議長</p>	<p>萩迫 委員 萩迫</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、番号79番と番号80番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。</p>
<p>委員</p>	<p>福岡剛</p> <p>それでは、福岡剛委員の報告を2件まとめてお願ひいたします。</p> <p>会長より、依頼がありました番号79と80を報告いたします。</p> <p>まず、番号79の譲渡人は、松山町尾野見にお住まいの〇〇さんで、譲受人は志布志町帖にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は県道志布志牧之原線の曲瀬集落から松山町尾野見方向へ2.7km進んで左折して、150m進んだ左側に位置します。譲受人宅から15分のところにあります。</p> <p>次に、番号80の譲渡人は、松山町泰野にお住まいの〇〇さんで、譲受人は先ほどの番号79と同じく〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、先ほどの79番の南側に隣接しています。</p> <p>譲受人宅から15分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、両親と家族でピーマンを栽培しており、申請地には、ピーマンを作付するとのことでした。</p> <p>トラクター管理機等を所有しています。</p> <p>申請地は、現在耕作されてなくて、雑草が1mほど伸びていたため、取得</p>

		<p>後は速やかに雑草の刈り取り耕運をするようにお願いしました。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。周囲の状況からも、支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号79番につきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号80番につきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号81番について審議いたします。坪山委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	坪山	<p>会長より依頼のありました番号81を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、有明町野井倉通山自治会にお住まいの〇〇さん59歳で、譲受人は、有明町野井倉下通山自治会にお住まいの〇〇さん46歳です。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、有明の卸問屋丸五の近くの東九州道の信号機を、下通山の方向へ450m下り、左折尚志館高校方向に320m進み、左折北方向へ80m進んだところの左手西側にあります。</p> <p>譲受人宅から車で約5分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、新たに農業を始める方ですが、現在、社会福祉施設の役員でありまして、奥さんも働いていらっしゃいますが、基本的には1人で兼業農家として仕事をすることです。</p> <p>申請地には、大根・白菜などを作付ける予定とのことですが、</p> <p>また、トラクター1台、耕運機1台、軽トラック1台を保有しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p>

		<p>よって日程第4、議案第54号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5、議案第55号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>9ページ、番号10番と番号11番につきましては、申請人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、番号10番と番号11番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。</p>
委員	圓福	<p>それでは、現地を調査された圓福委員の報告を2件まとめてお願いします。</p> <p>議案第55号、番号10番、11番について一括して報告いたします。</p> <p>調査日は8月7日、調査員は、坂中委員、宮脇勇委員と私圓福でございます。</p> <p>申請人は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりでございます。</p> <p>場所につきましては、市立有明小学校正門を市道吉村中次線を南へ100m進み左折、公衆道路70m進み右折、農道を180m進み左折し、さらに農道を70m進んだ右手に位置します。</p> <p>11番につきましては、この位置から南の方へ180m進み左折、農道を40m進んだ右手に位置します。</p> <p>直線距離で200mの間隔でございますので、両方見えるところでございます。</p> <p>変更の目的につきましては、農業管理用のため池でございます。</p> <p>事前着工のため、始末書が添付してあります。</p> <p>その他指導内容といたしましては、水深が深いこともありますことから、事故防止のために、防護柵整備等の安全対策をお願いいたしました。</p> <p>申請区分は、農用地域内であり、農用地利用計画で指定された用途、農業用施設用に寄与するために、転用の許可も可能です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、用途区分の変更をしても問題はないのではないかとこの意見の一致を見ました。</p> <p>ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号10番につきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。</p>

会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 11 番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって日程第 5、議案第 55 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。 次に、日程第 6、議案第 56 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。
委員	畑山	11 ページ、番号 19 番を審議いたします。現地を調査された畑山委員の報告をお願いいたします。 議案第 56 号、番号 19 番について報告いたします。 調査日は、8 月 7 日、調査員は、宮脇茂樹委員、池袋委員と、私畑山です。 譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇氏です。 譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇氏です。 立会人は、本人〇〇氏でした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、株式会社さかうえから、昭和弓場ヶ尾線を、志布志方向へ 42m 進み、左側へ曲がり 344m 進んだ右手に位置します。 転用目的は、一般住宅です。 排水は申請地の東側沿いに、既存の排水路がありまして、問題がないと思われまます。 その他について、隣接する北側農地申請地の残り部分ですが、それについては、コンクリートブロックを設置し、雨水の流出に十分注意し、平屋を建設して、支障を及ぼさないように十分留意するということでした。 申請地の農地区分は、10ha 以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は、集落の周辺に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われまます。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしく願いいたします。 あと付け加えます。汚水処理、生活雑水の雑排水は、合併浄化槽を設置されるということでした。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議

会場 議長	委員 萩迫	<p>ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 20 番を審議いたします。番号 20 番は、令和 6 年第 7 回定例総会の議案第 47 号農業振興地域整備計画変更協議に関わる番号 9 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 21 番を審議いたします。番号 21 番は、令和 6 年第 2 回定例総会の議案第 7 号農業振興地域整備計画変更協議に関わる番号 2 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 6、議案第 56 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 7、議案第 57 号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。</p> <p>はじめに、農用地利用集積計画のうち、所有権の移転について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	宮田	<p>議案第 57 号、農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。</p> <p>議案書 13 ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。</p> <p>公告日は、令和 6 年 8 月 30 日で、面積は田が 4,419 m²となっております。</p> <p>所有権を移転する者は 3 人、所有権の移転を受ける者は、2 人で売買によるものです。</p> <p>所有権移転の詳細につきましては、議案書 14 ページに掲載してございますので、お目通しください。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたします。まずは、14 ページ、番号 14 番から番号 16 番と 13 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>

議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
事務局	桑水	次に、利用権の設定について、事務局の説明を求めます。 議案第 57 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定について、ご説明申し上げます。 議案書は、15 ページから 29 ページとなっております。まずは、議案書 15 ページの利用権設定の総括表を説明いたします。 公告日は令和 6 年 8 月 30 日で、始期は令和 6 年 9 月 1 日となります。 設定期間が、3 年から 50 年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。 利用権の設定面積は、田が 15,509 ㎡、畑が 113,535 ㎡、樹園地が 96,062 ㎡で、合計しますと 225,106 ㎡となり、うち更新分は 93,459 ㎡となっております。 利用権の設定をする者の数が 21 名で、利用権の設定を受けようとする者の数が 21 名であります。 詳細につきましては、16 ページから 29 ページの明細表をご確認ください。 以上で、議案第 57 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定について説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入ります。 16 ページ、番号 1 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号 1 番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号 2 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号 2 番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。

会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、17 ページ、番号 3 番から、29 ページ、番号 26 番までと、15 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第 7、議案第 57 号、農用地利用集積計画決定については、原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第 8、議案第 58 号、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	桑水	議案第 58 号の農用地利用集積等促進計画(案)について、ご説明申し上げます。 議案書は、31 ページから 34 ページとなっております。 まずは議案書 31 ページの総括表をご説明いたします。今回の促進計画(案)は、始期が令和 6 年 11 月 1 日となるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が 18,781 m ² 、畑が 22,595 m ² 、樹園地が 25,027 m ² で、合計しますと 66,403 m ² となっております。農地の貸出者は 15 名、耕作者となる配分予定者は 11 名です。 借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件である全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人要件等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地のすべてを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。また借り手となる法人も農地所有適格法人であり、特に問題はないと思われます。 詳細につきましては 32 ページから 34 ページの促進計画案及び配分予定者案選定理由をご確認下さい。 以上で、議案第 58 号、農用地利用集積等促進計画(案)について説明を終わります。 ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、32 ページ、番号 1 番から番号 6 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号 1 番から番号 6 番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議

		<p>ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p> <p>次に、32 ページ、番号 7 番から 34 ページ、番号 34 番までと 31 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 8、議案第 58 号、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 9、議案第 59 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	宮田	<p>議案第 59 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。議案書 36 ページをお開きください。</p> <p>番号 17 の申出者は、志布志町帖にお住まいの〇〇さんで、志布志町帖にお住まいの〇〇さんから委任を受けた売買の申出となっております。</p> <p>あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。</p> <p>あっせん委員につきましては、福岡剛委員、小園委員の指名をご提案いたします。以上で、説明を終わります。</p> <p>ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 9、議案第 59 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。</p>

上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員